

「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお届けします



ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に発売される、新薬と同等の有効成分を持つ価格の安い医薬品の総称で、一般的に広く使用され、効能や安全性が確立された医薬品です。

ジェネリック医薬品を使用することにより、皆さまのお薬代の負担を減らすことができるうえに、共済組合から医療機関への支払額を減らすことができるため、共済組合の掛金率上昇を抑制することにもつながります。

新薬とジェネリック医薬品の値段

ジェネリック医薬品は、新薬がその発売までに要した研究開発費を大幅に削減できるため、価格は新薬と比べて3割程度、薬によっては5割以上安くなることもあります。



「ジェネリック医薬品軽減額通知」とは

新薬（先発医薬品）からジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合の自己負担軽減効果などをお知らせするものです。

対象となるのは、先発医薬品を使っている方です。（対象となる傷病などは検討中です）。軽減額が大きい上位の方を対象として発送しますので、該当者全員に通知されるわけではありませんが、お手元に届いた方は、内容をご覧いただき、今後のお薬を服用の際の選択肢としてご活用ください。

【通知の対象となる方】

次の条件のいずれにも該当する方

- ①令和元年6月1日現在、組合員（被扶養者を含む）の資格を有している方で20歳以上の方（任意継続組合員（その被扶養者を含む）の方を除きます。）
- ②平成30年4月から平成31年3月までの診療において、先発医薬品の処方を受けた方（対象となる傷病は現在検討中です）
- ③ジェネリック医薬品に変更した場合の軽減額の効果が大きい方

【通知の時期】

令和元年
8月上旬～中旬

【通知方法】

共済組合に登録されている住所宛てに、組合員、被扶養者別にお一人ずつお送りしています。



※ジェネリック医薬品軽減額通知を送付することが適当でない場合や、不要な方は、下記までご連絡ください。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827